

令和3年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により報告します

令和 4 年 1 月 7 日

菊陽町監査委員 橋本 輝也



菊陽町監査委員 那須 真理子



第1 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 令和3年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (2) 令和3年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3) 財産及び備品等の管理状況
- (4) 事務処理全般の帳簿・証憑の整理状況

2 監査の期間、及び対象課等

令和3年11月2日から令和3年12月3日までのうち15日間

令和3年度定期監査実施		
実施年月日		定期監査実施対象機関名
令和3年11月2日	火	税務課、子育て支援課
令和3年11月4日	木	なかよし園、東部町民センター、危機管理防災課
令和3年11月5日	金	南部町民センター、菊陽南小学校、生涯学習課、中央公民館
令和3年11月9日	火	菊陽中学校、菊陽西小学校、学務課
令和3年11月10日	水	健康・保険課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室
令和3年11月11日	木	会計課、農業委員会、農政課
令和3年11月12日	金	都市計画課、福祉課
令和3年11月16日	火	建設課、施設整備課
令和3年11月17日	水	下水道課、環境生活課、現地調査(総合体育館、第二原水工業団地)
令和3年11月18日	木	介護保険課、総務課(選挙管理委員会を含む)
令和3年11月19日	金	人権教育・啓発課、議会事務局、監査委員会、総合政策課
令和3年11月24日	水	財政課
令和3年11月25日	木	商工振興課
令和3年12月1日	水	町民課
令和3年12月3日	金	総括審査

3 監査の実施場所

・書類審査

菊陽町役場監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

第2 監査の基本方針

監査は、地方自治法第2条第2項に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、同法第199条第3項等を念頭に、その当該年度予算の事務執行が合法的で適正かつ効率的に執行されているか、また、下記（1）監査の着眼点、（2）各課実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じて関係書類を確認する方法を主眼に監査を実施した。

記

（1）監査の着眼点

- ①財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ②経費の予算が目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③各施設及び備品の管理は適正・合理的に行われているか。
- ④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続き、積算等が適正かつ合理的に行われているか。

（2）実施機関別提出書類

- ①令和3年度定期監査調書
- ②予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ③契約書等の整理簿冊
- ④収入に関する簿冊
- ⑤財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥各課（各係）の事務に関する書類
- ⑦令和3年度の各種団体等への補助金交付に関する書類
- ⑧各種会議録
- ⑨出張・復命に関する書類
- ⑩小・中学校等の実験用薬品等の管理・保管状況
- ⑪保育所、小・中学校等の安全・防犯体制関係書類
- ⑫保育所、小学校公園等の遊具点検関係書類
- ⑬その他必要書類

（3）出先機関等の監査ローテーション

監査にあたっては、可能な限り関係書類の閲覧、照合が行えるように事務執行が類似する小・中学校、保育所及び西部支所をはじめとする出先機関は、次に示す「監査ローテーション計画」を策定し監査を行っている。

「監査ローテーション計画」

監査実施頻度基準 (対象施設機関)		令和4年度 定期監査予定	令和5年度 定期監査予定
中学校2校	1校/年	武蔵ヶ丘中学校	菊陽中学校
小学校6校	2校/年	武蔵ヶ丘北小学校	菊陽中部小学校
		—	—
保育所2園	1園/2年	みどり園	—
出先機関9施設	2出先機関/年 程度	武蔵ヶ丘コミュニティーセンター	ふれあいの森研修センター
		光の森町民センター	西部町民センター 勤労青少年ホーム

第3 監査の結果

今回の定期監査については、前年度決算審査や例月出納検査調書との整合性等も念頭に置き、特に（1）監査の着眼点で記述している「④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続き、積算等が適正かつ合理的」について、重点的に監査を行っている。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。また、地方公営企業法適用の下水道事業についても各事業運営に関する財務及び経営・管理については、概ね適正に処理されているものと認められた。

細部については、下記の検討・改善を要すべき事項を指摘します。

記

（1）契約事務に関する見直しについて

一部の業務委託で予定価格算定の積算設計書作成において、令和2年3月に改訂された「契約事務に関するマニュアル」で規定されているが、見積徴収の方法等が準拠されていない状況があること。また、積算設計書のチェック体制の不備及び検査体制の不備が見受けられるので、担当部署職員への周知徹底及び検査体制構築・研修等を実施し、今年度末を目標に積算・検査の適正化、妥当性の確保に努められたい。

また、監査に際し軽微な指摘・改善事項については、その都度、口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

過年度の監査での軽微な指摘・改善事項については、庁内で課題・問題点の共有化、検証を行うなど向上に努められていることが認められる。

今後の予算執行にあたっては、国の経済再生と財政健全化等の諸方策等で一段と厳しい財政運営が想定されるが、「地方自治法の一部を改正する法律(令和2年4月1日)」が成立し、地方公共団体等における内部統制並び組織及び運営の合理化が促進されるため、今後の行政運営に大きな影響が想定される。

従って、各課においても現在及び今後の事務処理執行に対し、懸念事項、検討事項や改善事項がないか再検証し、地方自治体の目的である「住民の福祉の増進」に努めていただくようお願いしたい。